

了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第二条第三項において準用する第八条第一項の規定により行ふ公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

4 (略)

5 第一項の給付に係る第二十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十二條の二」とあるのは「第二十二條」と、「第二十九條」とあるのは「第二十九條（これらの規定を附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるの

了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第二条第三項において準用する第八条第一項の規定により行ふ公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

4 (略)

5 第一項の給付に係る第二十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十二條の二」とあるのは「第二十二條」と、「第二十九條」とあるのは「第二十九條（これらの規定を附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるの

その四十五分の三七に相当する額を、被用者に対する費用（二歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第二条第三項において準用する第八条第一項の規定により行ふ公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

4 (略)

5 第一項の給付に係る第二十九条の三の規定の適用については、同条中「第二十二條の五」とあるのは「第二十二條の四」と、「第二十九條」とあるのは「第二十九條（これらの規定を附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあ

<p>6・7 (略)</p> <p>は「第十七条第一項（附則第二一条第三項において準用する場合を含む。）」とする。</p>	<p>6・7 (略)</p> <p>は「第十七条第一項（附則第二一条第三項において準用する場合を含む。）」とする。</p>	<p>6・7 (略)</p> <p>るのは「第十七条第一項（附則第二一条第三項において準用する場合を含む。）」とする。</p>
---	---	---

○ 児童手当法改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法	政府案
<p>(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第三十七條</u> 施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当法の規定による児童手当(次条において「旧児童手当」という。)に要する費用については、なお従前の例による。</p> <p><u>第三十八條</u> 施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当及び施行日の前日の属する年度以前の年度の児童育成事業(旧児童手当法第二十九條の二第一項に規定する児童育成事業をいう。)に係る拠出金の徴収については、なお従前の例による。</p>	<p>(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第四十一條</u> 施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当法の規定による児童手当(次条において「旧児童手当」という。)に要する費用については、なお従前の例による。</p> <p><u>第四十二條</u> 施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当及び施行日の前日の属する年度以前の年度の児童育成事業(旧児童手当法第二十九條の二第一項に規定する児童育成事業をいう。)に係る拠出金の徴収については、なお従前の例による。</p>

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十九条（略） 2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二（略） 二 幼稚園等 幼稚園、<u>幼保連携型認定こども園</u>、<u>その他保護者の委託を受けてその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設</u>をいう 三の二〇五（略） 三〇五（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十九条（略） 2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二（略） 三 幼稚園等 幼稚園、<u>総合こども園</u>その他保護者の委託を受けてその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう 三の二〇五（略） 三〇五（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十九条（略） 2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二（略） 三 幼稚園等 幼稚園その他保護者の委託を受けてその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。 三の二〇五（略） 三〇五（略）</p>

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正		改正案	現行																								
<p>附則</p> <p>6 整備事業で昭和六十年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>6 整備事業で昭和六十年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>6 整備事業で昭和六十年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>6 整備事業で昭和六十年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																								
<p>読み替え規定</p> <p>読み替えられる字句</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和六十年度</td> <td>昭和六十年度</td> </tr> <tr> <td>昭和五十九年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和五十八年度</td> <td></td> </tr> </table>	昭和六十年度	昭和六十年度	昭和五十九年度		昭和五十八年度		<p>読み替え規定</p> <p>読み替えられる字句</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和六十年度</td> <td>昭和六十年度</td> </tr> <tr> <td>昭和五十九年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和五十八年度</td> <td></td> </tr> </table>	昭和六十年度	昭和六十年度	昭和五十九年度		昭和五十八年度		<p>読み替え規定</p> <p>読み替えられる字句</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和六十年度</td> <td>昭和六十年度</td> </tr> <tr> <td>昭和五十九年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和五十八年度</td> <td></td> </tr> </table>	昭和六十年度	昭和六十年度	昭和五十九年度		昭和五十八年度		<p>読み替え規定</p> <p>読み替えられる字句</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和六十年度</td> <td>昭和六十年度</td> </tr> <tr> <td>昭和五十九年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和五十八年度</td> <td></td> </tr> </table>	昭和六十年度	昭和六十年度	昭和五十九年度		昭和五十八年度	
昭和六十年度	昭和六十年度																										
昭和五十九年度																											
昭和五十八年度																											
昭和六十年度	昭和六十年度																										
昭和五十九年度																											
昭和五十八年度																											
昭和六十年度	昭和六十年度																										
昭和五十九年度																											
昭和五十八年度																											
昭和六十年度	昭和六十年度																										
昭和五十九年度																											
昭和五十八年度																											

過疎地域 自立促進 特別措置 法別表児 童福祉施 設の項	十分の五・五（三分 国又は地方公共 団体以外の者が 設置する保育所 又は <u>幼保連携型</u> <u>認定こども園</u> に 係るものにあつ ては、三分の二 ）	前の 各年 度	十分の六（国 又は地方公共 団体以外の者 が設置する保 育所又は <u>幼保</u> <u>連携型認定こ</u> <u>ども園</u> に係る ものにあつて は、三分の二 ）
過疎地域 自立促進 特別措置 法別表児 童福祉施 設の項	十分の五・五（三分 国又は地方公共 団体以外の者が 設置する保育所 又は <u>総合こども</u> <u>園</u> に係るもの にあつては、三分 の二）	前の 各年 度	十分の六（国 又は地方公共 団体以外の者 が設置する保 育所又は <u>総合</u> <u>こども園</u> に係 るものにあつ ては、三分の 二）
過疎地域 自立促進 特別措置 法別表児 童福祉施 設の項	十分の五・五（三分 国又は地方公共 団体以外の者が 設置する保育所 又は <u>総合こども</u> <u>園</u> に係るもの にあつては、三分 の二）	前の 各年 度	十分の六（国 又は地方公共 団体以外の者 が設置する保 育所に係るも のにあつては 、三分の二）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（定義） 第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第二条第七項に規定する</u>幼保連携型認定こども園（以下「<u>幼保連携型認定こども園</u>」<u>という。</u>） 234（略）</p> <p>（学校の補助） 第九条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校又は幼保連携型認定こども園</u>を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第一条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）</u>をいう。 234（略）</p> <p>（学校の補助） 第九条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校又は総合こども園</u>を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第一条に規定する学校をいう。</u></p> <p>（定義） 234（略）</p> <p>（学校の補助） 第九条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>又は特別支援学校</u>を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。</p>

附則

(学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等に
対する措置)

第二条 第三条、第九条、第十条及び第十二条
から第十五条までの規定中学校法人には、当
分の間、学校法人以外の私立の幼稚園の設置
者(学校教育法附則第六条の規定により私立
の幼稚園を設置する者をいう。次項において
同じ。)及び学校法人等以外の幼保連携型認
定こども園の設置者(就学前の子どもに関す
る教育、保育等の総合的な提供の推進に関す
る法律の一部を改正する法律(平成二十四年
法律第 号。以下この項において「認定
こども園法一部改正法」という。)附則第三
条第一項の規定するみなし幼保連携型認定こ
ども園を設置する者(学校法人及び社会福祉
法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十
五号)第十二条に規定する社会福祉法人を
いう。以下同じ。)(を除外。))及び認定こど
も園法一部改正法附則第四条第一項の規定に
より幼保連携型認定こども園を設置する者を
いう。次項において同じ。))を含むものとす
る。

2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者及び
学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の

附則

(学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等に
対する措置)

第二条 第三条、第九条、第十条及び第十二条
から第十五条までの規定中学校法人には、当
分の間、学校教育法附則第六条の規定により
私立の幼稚園を設置する者(次項において「
学校法人以外の私立の幼稚園の設置者」とい
う。)及び総合こども園法の施行の日の前日
において同条の規定により私立の幼稚園を設
置していた者であつて当該幼稚園を廃止して
総合こども園(当該幼稚園の所在した区域と
同)の区域内にあることその他の文部科学省
令で定める要件に該当するものに限る。)を
設置する者(社会福祉法人(社会福祉法(昭
和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規
定する社会福祉法人をいう。以下同じ。))を
除外。同項において「学校法人等以外の総合
こども園の設置者」という。))を含むものと
する。

2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者及び
学校法人等以外の総合こども園の設置者(以

附則

(学校法人以外の私立の幼稚園の設置者に対
する措置)

第二条、第三条、第九条、第十条及び第十二条
から第十五条までの規定中学校法人には、当
分の間、学校教育法附則第六条の規定により
私立の幼稚園を設置する者(以下「学校法人
以外の私立の幼稚園の設置者」という。))を
含むものとする。

2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者に係
る第十二条から第十四条までの規定の適用に

設置者（以下この条において「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等」という。）に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条 第一号	その業務	当該幼稚園若しくは幼 保連携型認定こども園 の経営に関する業務
学校法人の 関係者	幼稚園若しくは幼保連 携型認定こども園の経 営に関係のある者	
質問させ	当該幼稚園若しくは幼 保連携型認定こども園 の経営に関し質問させ	
その帳簿	当該幼稚園若しくは幼 保連携型認定こども園 の経営に関する帳簿	
第十二条 第二号	予算が	当該幼稚園又は幼保連 携型認定こども園の経

下この条において「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等」という。）に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条 第一号	その業務	当該幼稚園若しくは総 合こども園の経営に関 する業務
学校法人の 関係者	幼稚園若しくは総合こ ども園の経営に関係の ある者	
質問させ	当該幼稚園若しくは総 合こども園の経営に関 し質問させ	
その帳簿	当該幼稚園若しくは総 合こども園の経営に関 する帳簿	
第十二条 第二号	予算が	当該幼稚園又は総合こ ども園の経営に関する

については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条 第一号	その業務	当該幼稚園の経営に関 する業務
学校法人の 関係者	幼稚園の経営に関係の ある者	
質問させ	当該幼稚園の経営に関 し質問させ	
その帳簿	当該幼稚園の経営に関 する帳簿	
第十二条 第二号	予算が	当該幼稚園の経営に関 する予算が

	第十二条 第四号 当該学校法 人の役員	<p>当該幼稚園又は幼保連 携型認定こども園の経 営を担当する者(当該 幼稚園又は幼保連携型 認定こども園を設置す る者が法人である場合 にあつては当該幼稚園 又は幼保連携型認定こ ども園の経営を担当す る当該法人の役員をい い、当該幼稚園又は幼 保連携型認定こども園 を設置する者が法人以 外の者である場合にあ つては当該幼稚園又は 幼保連携型認定こども 園を設置する者をいう 。)</p>	営に関する予算が
	第十二条 第四号 当該学校法 人の役員	<p>当該幼稚園又は総合こ ども園の経営を担当す る者(当該幼稚園又は 総合こども園を設置す る者が法人である場合 にあつては当該幼稚園 又は総合こども園の経 営を担当する当該法人 の役員をい、当該幼 稚園又は総合こども園 を設置する者が法人以 外の者である場合にあ つては当該幼稚園又は 総合こども園を設置す る者をいう。)</p>	予算が
	第十二条 第四号 当該学校法 人の役員	<p>当該幼稚園の経営を担 当する者(当該幼稚園 を設置する者が法人で ある場合にあっては当 該幼稚園の経営を担当 する当該法人の役員を い、当該幼稚園を設 置する者が法人以外の 者である場合にあって は当該幼稚園を設置す る者をいう。)</p>	

第十二条 第一項	当該学校法人の理事	(略)	当該幼稚園又は幼稚園若しくは幼 保連携型認定こども園 を設置する者(当該幼 稚園又は幼保連携型認 定こども園を設置する 者が法人である場合に あつては、当該法人の	附行為	保連携型認定こども園 についての処分
	当該役員 の解職すべき 旨	(略)	当該幼稚園又は幼保連携 型認定こども園の経 営を担当する者の担当 を解くべき旨(当該幼 稚園又は幼保連携型認 定こども園を設置する 者が法人以外の者であ る場合にあつては、当 該幼稚園又は幼保連携 型認定こども園の経営 に関する人事の是正の ため必要な措置をとる べき旨)	附行為	当該幼稚園又は幼保連携 型認定こども園の経 営を担当する者の担当 を解くべき旨
第十三条 第一項	当該学校法人の理事	(略)	当該幼稚園若しくは総 合こども園を設置する 者(当該幼稚園又は総 合こども園を設置する 者が法人である場合に あつては、当該法人の 代表者)	附行為	合こども園についての 処分
	当該役員 の解職すべき 旨	(略)	当該幼稚園又は総合こ ども園の経営を担当す る者の担当を解くべき 旨(当該幼稚園又は総 合こども園を設置する 者が法人以外の者であ る場合にあつては、当 該幼稚園又は総合こど も園の経営に関する人 事の是正のため必要な 措置をとるべき旨)	附行為	当該幼稚園又は総合こ ども園の経営を担当す る者の担当を解く べき旨
第十三条 第二項	当該学校法人の理事	(略)	当該幼稚園を設置する 者(当該幼稚園を設置 する者が法人である場 合にあつては、当該法 人の代表者)	附行為	処分
	当該役員 の解職すべき 旨	(略)	当該幼稚園の経営を担 当する者が法人以外 の者である場合にあつ ては、当該幼稚園の経 営に関する人事の是正 のため必要な措置をと るべき旨)	附行為	当該幼稚園の経営を担 当する者の担当を解く べき旨(当該幼稚園を 設置する者が法人以外 の者である場合にあつ ては、当該幼稚園の経 営に関する人事の是正 のため必要な措置をと るべき旨)

	代表者)
(略)	(略)

3 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。

4 (略)

5 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなった年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る幼稚園又は幼保連携型認定こども園が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。

6 第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することと

(略)	(略)

3 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園又は総合こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。

4 (略)

5 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなった年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る幼稚園又は総合こども園が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。

6 第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することと

(略)	(略)

3 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。

4 (略)

5 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなった年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る幼稚園が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。

6 第二項において読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされ

されている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に対する措置)

第二条の二 第二条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

2 前項の社会福祉法人に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条 各号列記 以外の部 分	所轄庁	都道府県知事
第十二条 第一号	その業務	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する業務
学校法人の	幼保連携型認定こども園	

されている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(総合こども園を設置する社会福祉法人に対する措置)

第二条の二 第二条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、総合こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

2 前項の社会福祉法人に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条 各号列記 以外の部 分	所轄庁	都道府県知事
第十二条 第一号	その業務	当該総合こども園の経営に関する業務
学校法人の	総合こども園の経営に	

されている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(新設)

				第十二条 第三号			関係者
附行為	所轄庁	法令	当該学校法人の役員	予算が	その帳簿	質問させ	関係者
処分又は奇 ども園について の処分	都道府県知事	又は法令	当該幼稚園 保連携型認定こ ども園の経営を担 当する当該社会福 祉法人の役員	当該幼稚園保 連携型認定こ ども園の経営に 関する予算が	当該幼稚園保 連携型認定こ ども園の経営に 関する帳簿	当該幼稚園保 連携型認定こ ども園の経営に 関し質問させ	馬の経営に関係のある者

				第十二条 第三号			関係者
附行為	所轄庁	法令	当該学校法人の役員	予算が	その帳簿	質問させ	関係者
処分又は奇 ども園につ いての処分	都道府県知事	又は法令	当該総合こ ども園の経営を担 当する当該社会 福祉法人の役員	当該総合こ ども園の経営に 関する予算が	当該総合こ ども園の経営に 関する帳簿	当該総合こ ども園の経営に 関し質問させ	関係のある者

<p>第十二条 の二第 一項から第 三項まで (第十二 条第二項 において 準用する 場合を含 む。)</p>	<p>当該役員 の 解職をすべ き旨</p>	<p>所轄庁</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>当該幼稚園 認定こ ども園の 経営を担 当する役 員の担当 を解くべ き旨</p>
	<p>当該役員 の解職し よう とする役 員</p>	<p>当該幼稚園 認定こ ども園の 経営を担 当する役 員</p>	<p>当該学校法 人の理事</p>	<p>都道府県知事</p>

<p>第十二条 の二第 一項から第 三項まで (第十二 条第二項 において 準用する 場合を含 む。)</p>	<p>当該役員 の 解職をすべ き旨</p>	<p>所轄庁</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>当該総合こ ども園の 経営を担 当する役 員の担 当を解く べき旨</p>
	<p>当該役員 の解職し よう とする役 員</p>	<p>当該総合こ ども園の 経営を担 当する役 員</p>	<p>当該学校法 人の理事</p>	<p>都道府県知事</p>

第十四条 第一項	文部科学大 臣	附則第二条の二第三項 の規定による特別の会 計について、文部科学 大臣
第十四条 第二項及 び第三項	所轄庁	都道府県知事

3 幼保連携型認定こども園を設置する社会福

祉法人で第一項の規定に基づき第九条又は第十條の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼保連携型認定こども園の経営に
関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合
において、その会計年度については、私立学
校法第四十八條の規定を準用する。

4 前項の規定による特別の会計の経理に当た
つては、当該会計に係る収入を他の会計に係
る支出に充ててはならない。

5 第二項の規定により読み替えて適用される
第十二條、第十三條の二第二項及び第二項、
第十三條第一項並びに第十四條第二項及び第
三項の規定により都道府県が処理することと
されている事務は、地方自治法第二条第九項

第十四条 第一項	文部科学大 臣	附則第二条の二第三項 の規定による特別の会 計について、文部科学 大臣
第十四条 第二項及 び第三項	所轄庁	都道府県知事

3 総合こども園を設置する社会福祉法人で第

一項の規定に基づき第九条又は第十條の規定
により助成を受けるものは、当該助成に係る
総合こども園の経営に関する会計を他の会計
から区分し、特別の会計として経理しなけれ
ばならない。この場合において、その会計年
度については、私立学校法第四十八條の規定
を準用する。

4 前項の規定による特別の会計の経理に当た
つては、当該会計に係る収入を他の会計に係
る支出に充ててはならない。

5 第二項の規定により読み替えて適用される
第十二條、第十三條の二第二項及び第二項、
第十三條第一項並びに第十四條第二項及び第
三項の規定により都道府県が処理することと
されている事務は、地方自治法第二条第九項

<p>第1号に規定する第1号法定受託事務とする</p>	<p>第1号に規定する第1号法定受託事務とする</p>	
-----------------------------	-----------------------------	--

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 私立学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校及び学校法人が設置する<u>幼保連機型認定こども園</u>（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（<u>第二条第七項に規定する幼保連機型認定こども園をいう。</u>）附則第十三条において同じ。）をいう。</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(私立学校等の特例)</p> <p>第十三条 この法律（<u>第二十三条第一項第一号を除く。</u>）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園並びに<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 私立学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校及び学校法人が設置する総合こども園（<u>総合こども園法（平成二十四年法律第</u>号）<u>第二条第一項に規定する総合こども園をいう。</u>）附則第十三条において同じ。）をいう。</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(私立学校等の特例)</p> <p>第十三条 この法律（<u>第二十三条第一項第一号を除く。</u>）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園及び総合こども園法の施行の日の前日において同条の規定により私立の幼稚園を設置していた者であつて当該幼稚園を廃止して総合</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 私立学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校をいう。</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(私立学校等の特例)</p> <p>第十三条 この法律（<u>第二十三条第一項第一号を除く。</u>）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者を含むものとする。</p>

号、以下この条において「認定こども園法」部改正法」という。〔附則第三條第一項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）によって設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四條第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」という。）を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六條の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者を含むものとする。

こども園（当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置する者（以下この条において「学校法人以外」の総合こども園の設置者」という。）によって設置された当該総合こども園を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六條の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者及び学校法人以外の総合こども園の設置者を含むものとする。

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>（交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第十五条 交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第六十九條第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第十五条 交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第七十條第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（交流派遣職員に関する児童手当法の特例）</p> <p>第十五条 交流派遣職員に関する児童手当法（昭和三十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第二十條第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>
<p>（交流派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の適用関係等についての政令への委任）</p> <p>第十五条の二 前二条に定めるもののほか、交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、子ども・子育て支援法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（交流派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の適用関係等についての政令への委任）</p> <p>第十五条の二 前二条に定めるもののほか、交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、子ども・子育て支援法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（交流派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の適用関係等についての政令への委任）</p> <p>第十五条の二 前二条に定めるもののほか、交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、児童手当法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>附則</p> <p>（平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当</p>

法の特例)

- 4 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関しては、第十五条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十條第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十二号)」と、「第六十九條第一項第四号」とあるのは「第二十條第一項第四号」と読み替えるものとする。

5 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

5 平成二十三年度における子ども手当の支給

法の特例)

- 4 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関しては、第十五条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十條第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十二号)」と、「第七十條第一項第四号」とあるのは「第二十條第一項第四号」と読み替えるものとする。

5 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

5 平成二十三年度における子ども手当の支給

法の特例)

- 4 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関しては、第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十條第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法」とする。

5 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

5 平成二十三年度における子ども手当の支給

等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に關しては、第十五条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）」第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第六十九條第一項第四号」とあるのは「第二十條第一項第四号」と読み替えるものとする。

等に関する特別措置法（平成二十二年法律第百七号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に關しては、第十五条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十二年法律第百七号）」第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十條第一項第四号」とあるのは「第二十條第一項第四号」と読み替えるものとする。

等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に關する第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）」第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の 部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法	政府案
<p>(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第四十四條</u> 前条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八條第二項に規定する交流派遣職員に関する<u>第三十八條</u>の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第四十八條</u> 前条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八條第二項に規定する交流派遣職員に関する<u>第四十一條</u>の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（過疎地域自立促進のための地方債）</p> <p>第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 保育所及び児童館</p> <p>十一 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第二項の規定による認定を受けた施設及び幼保連携型認定こども園） 同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。）</p> <p>十二〇十八（略）</p>	<p>（過疎地域自立促進のための地方債）</p> <p>第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 保育所及び児童館</p> <p>十一 総合こども園（総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。）</p> <p>十二〇十八（略）</p>	<p>（過疎地域自立促進のための地方債）</p> <p>第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 保育所及び児童館</p> <p>十一 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設をいう。）</p> <p>十二〇十八（略）</p>